

川崎市環境配慮事業所宣言制度実施要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、川崎市が実施する「川崎市環境配慮事業所宣言制度」(以下「宣言制度」という。)を通じて、更なる環境負荷低減のために環境配慮に取り組んでいる事業者の取組を支援することで、市内全域に環境配慮の自主的取組を深め拡げていくために、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、事業者とは、市内において活動を行う企業、教育・研究機関、個人事業主等をいう。

(制度の対象)

第3条 制度の対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内において活動を行う事業者であること。
- (2) 関係法令等に違反する重大な事実がないこと又は社会通念上、認証するにふさわしくないと判断される事由がないこと。

(認証の申請)

第4条 申請は、「宣言制度」申請書(第1号様式)を事業者が市長に提出することにより行うものとする。

(認証基準)

第5条 認証は、提出された「宣言制度」申請書(第1号様式)に基づき、更なる環境負荷の低減に向けて具体的な取組の目標が定められていることを要件とし、市長が行うものとする。

(認証の通知)

第6条 市長は、認証を決定した事業者に「宣言制度」認証書(第2号様式)を交付するものとする。

(認証の期限)

第7条 認証の有効期間は、認証をした日から令和12年(2030年)度末までとする。

(取組結果報告)

第8条 認証を受けた事業者は、原則、毎年4月末日までに前年度の取組結果を「宣言制度」取組結果報告書(第3号様式)により市長に提出しなければならない。

(認証の変更)

第9条 認証を受けた事業者は、認証申請時の内容に変更があった場合は、「宣言制度」変更届出書(第4号様式)により市長に届け出なければならない。

(認証の辞退)

第10条 認証を受けた事業者は、第3条に規定する要件を満たさなくなったとき又は認証を継続する意思がないときは、「宣言制度」辞退届出書(第5号様式)により市長に届け出なければならない。

(認証の取消し)

第11条 市長は、認証を受けた事業者が第3条に規定する要件を満たさないことが明らかになったとき又は認証を受けた事業者として適当でないと認めるときは、認証を取り消すことができる。

(取組状況の把握)

第12条 市長は、取組状況の把握をするため、必要に応じて認証を受けた事業者に聴き取り及び現地調査を実施するほか、取組状況が確認できる書類等の提出を求めることができるものとする。

(委 任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。